

多摩都市モノレール延伸部駅舎デザイン検討会 設置要綱

（目的）

第1条 多摩のまちづくり戦略で示した多摩都市モノレール延伸部（上北台～箱根ヶ崎）の「プロジェクトのコンセプト」を踏まえ、まちの象徴となる駅舎デザインを検討し、決定するため、多摩都市モノレール延伸部駅舎デザイン検討会（以下、「駅舎デザイン検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 駅舎デザイン検討会は、次の事項について検討する。

- （1）駅を含めたまちのトータルデザイン
- （2）多摩都市モノレールのブランディングにつながる延伸部全体のデザインコンセプト
- （3）まちを象徴する、特徴ある駅舎とするための各駅のデザインコンセプト
- （4）都民からの意見募集等を踏まえた駅舎デザインの決定
- （5）その他必要と認める事項

（構成）

第3条 駅舎デザイン検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 駅舎デザイン検討会には、座長を置く。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 座長は、駅舎デザイン検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 駅舎デザイン検討会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 駅舎デザイン検討会は原則非公開とするが、議事要旨については公表する。

（守秘義務）

第5条 委員又は第4条第2項の規定により会議に出席した委員は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第6条 駅舎デザイン検討会の運営に関する事務は、都市整備局多摩まちづくり政策部多摩まちづくり推進課が行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、駅舎デザイン検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

附則

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

別表

多摩都市モノレール延伸部駅舎デザイン検討会 委員

有限会社永山祐子建築設計 主宰 永山 祐子(座長)
京都大学 助教 岩瀬 諒子(副座長)
東京都都市整備局 都市基盤部長
東京都都市整備局 多摩まちづくり政策部長
東京都建設局 道路計画担当部長
東京都 北多摩北部建設事務所長
東大和市 副市長
武蔵村山市 副市長
瑞穂町 副町長
多摩都市モノレール株式会社 延伸推進室長(総務部計画担当部長兼務)

※必要に応じ、適宜見直しできるものとする

(事務局)

東京都都市整備局多摩まちづくり政策部多摩まちづくり推進課